

追 加 議 案 一 覧 表

第 6 2 号議案	長根小学校大規模改修（建築）工事請負契約 の締結について ……………	1
第 6 3 号議案	幡山中学校大規模改修（建築）工事請負契約 の締結について ……………	3
第 6 4 号議案	グレーチング跳ね上げによる負傷事故及び物 損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に ついて ……………	5
第 6 5 号議案	令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 6 号） ……	別冊
報 告 第 8 号	専決処分の報告について ……………	別紙

2年市長提出第62号議案

長根小学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について

本市が、長根小学校大規模改修（建築）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 契約金額 262,790,000円
- 2 工事場所 瀬戸市東長根町166番地
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札
- 4 工事概要
 - (1) 工事建物
校舎 鉄筋コンクリート造3階建て
延床面積 3,695平方メートル
 - (2) 工事内容
屋上防水改修工事
外壁改修工事
内装及び建具改修工事外
- 5 工期 本契約日の翌日から令和4年1月13日まで
- 6 契約の相手方 名古屋市中区栄三丁目32番20号
小原建設株式会社名古屋支店
執行役員支店長 山本昌広

（理由）

この案を提出するのは、長根小学校大規模改修（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第63号議案

幡山中学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について

本市が、幡山中学校大規模改修（建築）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 契約金額 296,780,000円
- 2 工事場所 瀬戸市幡中町106番地
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札
- 4 工事概要
 - (1) 工事建物
校舎 鉄筋コンクリート造5階建て
延床面積 6,131平方メートル
 - (2) 工事内容
屋上防水改修工事
外壁改修工事
内装及び建具改修工事外
- 5 工期 本契約日の翌日から令和4年1月13日まで
- 6 契約の相手方 名古屋市守山区大森一丁目2701番地
株式会社宇佐美組名古屋支店
支店長 岡本泰紀

（理由）

この案を提出するのは、幡山中学校大規模改修（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第64号議案

グレーチング跳ね上げによる負傷事故及び物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者であるグレーチング跳ね上げによる負傷事故及び物損事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和2年6月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 事故の概要

令和元年12月31日新郷町地内において、相手方が市道を歩行中、グレーチングが跳ね上がったことで転倒して相手方が負傷し、及び相手方の眼鏡が損傷した負傷事故及び物損事故

2 損害賠償の額

838,529円

(負傷事故関連780,965円、物損事故関連57,564円)

3 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償として上記2の金額838,529円を相手方の指定する方法で支払う。
- (2) 本市が上記(1)の義務を履行したときは、本件は、全て解決されたものとし、本市と相手方の間には、他に何らの債権債務のないことを相互に確認するものとする。

(理由)

この案を提出するのは、本市が当事者であるグレーチング跳ね上げによる負傷事故及び物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当

たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。